

## 現代フランスの青年問題<sup>(1)</sup> —社会・経済の再編成と国家政策（上）—

花 田 昌 宣

### 要 約

本稿は現代フランス社会における青年問題を1970年代に顕在化し今日まで続く経済危機との連関とそれが引き起こす社会的変化のなかでとらえようとする試みである。したがって、本稿は、フランスにおける経済的危機に関する経済学的研究（レギュラシオン理論アプローチ）から出発してそこで問われた課題に新たな光を与え、模索されている危機からの脱出にかかわる研究上の議論に貢献する材料を提起しようとするものである。

われわれの仮説はフランスの戦後成長期に特徴的な賃労働関係および社会諸関係において、「青年」の固有の位置および存在様式が検出され、それが70年代以降の危機とともに変容をとげているに違いない、というものである。まず第一章でわれわれの問題設定を明らかにし、歴史的な俯瞰を与えたうえで、青年を取り巻く諸問題の種々のアспектを解析していく。子供期ないし思春期から成人期へのかけはしとしての「青年層」の社会的出現が歴史的にはかなり新しく、その社会的認知こそが今日の課題であることが示される。ついで、第二章においてこの層における失業率の高まりとその固有の形態を明らかにすることが問題理解に不可欠であることが示される。家族、教育、社会的逸脱構造といった主題は次号で扱われる。これらを通して、所与の時代および所与の国における人あるいは経済主体（本稿においては現代フランス青年）の社会への統合様式が解明される。

## 目 次

### 序

### 第1章 方法的視座—青年問題の出現と社会・経済の発展

#### 第1節 青年問題をとらえる視点

#### 第2節 青年問題に対する国家政策の出現—1930年代

#### 第3節 経済成長期—青年期の延長

#### 第4節 今日の青年問題の概貌

##### (1) 「不確実性」世代

##### (2) *Génération Galère*—社会的排除のリスクの高まり

##### (3) 青年階層の社会的認知へ

### 第2章 不完全雇用と青年

#### 第1節 青年失業の現状

##### (1) 高い若年失業率

##### (2) 長期化する失業期間

##### (3) 雇用の不安定化および雇用と教育の中間的領域の拡大

#### 第2節 青年失業の諸要因

##### (1) 雇用の多様化と不安定化

##### (2) 雇用可能性の劣化と教育・職業訓練システム

#### 第3節 若年雇用対策 以上本号

……以下次号

### 第3章 家族と社会構造の変化

### 第4章 教育と青少年問題

### 第5章 社会問題としての青年問題

### 結論

### 青少年対策一覧

## 序

1970年代に顕在化し今日まで続く経済危機の背後にいかなる社会的変化が起きているのか、この問題を経済学の枠に必ずしも限定されることなく観察してみようというのが本研究の初発のモチーフである。対象としてフランス社会における「青年問題<sup>(2)</sup>」を取り上げる。もとより、この問題をなんらかのディシプリンに基づいて演繹理論的に解析しようということを課題とするわけではない。むしろ、問題の所在を明示していくことそれ自体を研究の課題として設定した。というのも、この分野における研究が未開拓であるということ以上に、「青年問題」の出現こそがこの危機の時代においての新たな社会の様相の一つを特徴付けているように思え、ファクトファインディングとその性格の定義の重要性が無視されざるものと考えるからである。

したがって、本稿は、フランスにおける経済的危機に関する経済学的研究から出発してそこで問われた課題に新たな光を与え、模索されている危機からの脱出にかかる研究上の議論に貢献する材料を提起しようとするものである。ここで提示される論点は、たんに日本におけるフランスの社会経済研究に寄与することのみならず、それを越えて日本の社会と経済の分析に新たな視座の構築を可能にする視点を提供することを企図するものである。

したがって、本論にはいる前に、危機のとらえ方を簡略に記して、本研究の位置を明らかにしておくことにする。われわれは、危機をたんに成長率の鈍化、失業率の上昇などという経済的指標の運動に収斂してとらえるものではない。危機とは、ある種の整合性をもった成長の構造そのものが機能不全におちいり、新たな安定的軌道を見出しえない経済社会過程をさす。したがって問題なのはいかなる形でこの成長期の整合性が保障されていたのを明らかにし、それがいかなる形で瓦解していくのかを理論的に解いていくことである。こうしたプロブレマティックに立脚し、理論上の革新的成果をあげている経済学の新たな潮流がフランスのレギュラシオン理論アプローチ<sup>(3)</sup>である。

この論理的枠組みにおいては、危機は成長期の経済の発展を保障する制度

的諸形態（調整様式と呼ばれる）が整合性を喪失し、新たな調整様式の創出が模索される過程ととらえられる。この制度的形態として、賃労働関係、資本の競争形態、貨幣制約、国家形態、国際経済への参入形態があげられる。本稿にかかわるのは、このうちの労働力の消費と再生産を規定するものとしての賃労働関係のあり方なのである。もとより、これら諸契機は、時代や国ないし地域によってそれぞれ特徴的な形態をとるのであり、ある種の普遍的な法則性が貫徹するものとは考えがたい。

こうした方法論的視座に立つならば、フランスの戦後成長期に特徴的な賃労働関係において、「青年」の固有の位置および存在様式が検出され、それが70年代以降の危機とともに変容をとげているに違いない、というのがわれわれの仮説なのである。行論において明らかにしていくことになるが、本稿においては労働者としての青年だけを問題とするわけではない。賃労働関係という概念自体が所与の時代および所与の国における人（あるいは経済主体）の社会への統合様式を解明していく分析装置であるからである。さて、こうした問題設定それ自体の有効性は本文において明らかにされていくが、当然ながら、既存の経済学のフレームを越えた学際的インターフェースを必要とする。

さしあたり、まず第一章でわれわれの問題設定を明らかにし、歴史的な俯瞰を与えたうえで、青年を取り巻く諸問題の種々のアспектを解析していく。子供期ないし思春期から成人期へのかけはしとしての「青年層」の社会的出現が歴史的にはかなり新しく、その社会的認知こそが今日の課題であることが示される。そのうえで、この層における失業率の高まりとその固有の形態を明らかにすることが問題理解に不可欠であることが示される（第二章）。次いで労働の側面から生活の側面へと視点が移され、第三章において家族と社会構造の変化において青年問題が提示される。第四章では教育の問題が取り上げられる。ここではたんに学校教育の問題というよりも、社会における青年の位置ならびにその進展が既存の教育システムから乖離していくことの問題の所在が求められ、それに対応しようとする政策のアウトラインも

簡単に紹介される。次いで第五章において社会問題としての青年問題として、非行、ドラッグ、自殺などといった「非社会的」ないし「社会逸脱的行動」としばしば形容される青年の行動に焦点があてられる。なお、各章で取り上げる問題に対しては、問題そのものと同時にそれらに対してとられている今日の具体的政策について論述していく。

このようにかなり広い範囲にわたって問題の現状点検をしようというわれわれの試みは、したがって個別論点を掘り下げるというよりは、われわれの前提的仮説にしたがった問題のパノラマ的提示として展開される。これは問題把握のための不可欠な作業として意図的に設定された研究=論述の方法である。

## 第1章 方法的視座—青年問題の出現と社会・経済の発展

青年問題がそれとしてフランスの歴史のなかで登場するのは比較的最近のことであり、第二次世界大戦以降のことであると考えてよい。50年代後半から60年代はじめにかけて、日本でもよく知られているアメリカの映画『理由なき反抗』とその主人公ジェームス・ディーンなどに象徴されるある種のアメリカの文化的傾向と行動様式に影響を強く受けた世代のなかに「皮ジャン族」(Blouson noir) と呼ばれる若者集団があらわれる。彼らは、社会から完全に排除されることはないものの、マージナルな存在ないしは「非行グループ」と見なされた。このような社会秩序の周縁部に位置し社会的に「危険な」と見なされる若者グループが顕在化したのはこれが初めてである。これが持つ意味は極めて重要である。というのも「青年層」はここにいたるまで一貫して、「未来の担い手」「若さと力」などといった倫理的にも社会的にもポジティブな価値観を代表するものとのみとらえられてきたからである。ところが、この「皮ジャン族」(Blouson noir) の登場は青年層のネガティブな表象を前面に示しだし、「危険な現象」の存在を刻印することとなったのである<sup>(4)</sup>。その後、呼び名はさまざまに変わりつつも、このような社会集団は存在して

きた。

ところが、70年代後半以降、様相が変化しはじめる。典型的な形であらわれたのは、大都市郊外の貧困階層の集中する大団地で多発した若者の暴動である。失業が集中し、貧困、麻薬、暴力、移民差別などの堆積と化した地区<sup>(5)</sup>の青年は時代を象徴するかのように受け取られ、社会の耳目をとらえた。この暴動の背後には、青年層そのもののありようの変化が横たわっているのだ。もはや、一部のマージナルな青年グループの問題にとどまることなく、このフランス社会そのものにインプットされた形で、社会全体の問題として受けとめられるべきものと見なされはじめたのである。その内容は本報告のテーマそのものであるのでおいおい説明していくものとするが、青年問題が社会・経済の発展と密接に結び付いていることは明白であろう。まずははじめに、青年問題をいかにとらえるのかを明らかにしたうえで本題に入っていくことにしよう。というのも、「青年問題」のとらえ方そのものにおいて、現象面での日本や諸外国との類似を越えて、フランスの特質が表われてくるように思えるからである。

### 第1節 青年問題をとらえる視点

「青年」の定義は、いくつかの視点からなされよう。年令からみれば、およそ16～25才ととらえるのが種々の統計においては一般的であろう。心理学的には親への依存から徐々に独立し、自立した成人に至る中間過渡期としてとらえて、半依存期としての固有の心理的機制様式を持つ期間と見なされうる。経済学的には被扶養から経済的自立への中間期としてとらえられ、国ないし家族のどちらが青年の経済基盤を支えるのかが問題となってくる。

本論文では、それらの点を踏まえつつ、社会関係の視点から青年問題をとらえることにする。すなわち、青年問題とは、「一定の社会構造において(青年の) 占める位置」(O.GALLAND 1993)) の固有なあり方、言い換えれば社会諸関係への特定のかかわり方に規定されるものと考える。青年期を一定の年令段階（思春期）から別の年令段階（成人）への通過期間としておさえた

うえで、この時期におかれた青年を取り巻く社会的経済的諸条件から生じる問題を青年問題としてとらえることにしよう。そうとらえることのもつ意味は、青年期を、一個の人間存在が親・家庭から漸次独立し、一人前の成人として職業生活さらに本人そのものの家庭生活の形成に至る通過期間ととらえることであり、青年問題とは、社会的ポジションからいえば極めて不安定な個人が、社会と個人との軋轢の調整を通した自己形成に伴って生じる問題として把握することなのである。このように問題を設定してはじめて、特定の社会の特定の時期（本稿では今日のフランス）の問題の特徴が明らかにされるのである。

このような視点にたつわれわれの第一の仮説は、今日のフランスの青年問題が、“黄金の30年代”と呼ばれる戦後の経済成長期から70年代の長期不況へと移行し経済危機がますます深化していくのにもなって、社会・経済の安定的体制が変化・動搖していくのとパラレルに対応してあらわれてきているのだということである。この点をいっそう明確にすべく簡単に歴史的な経過を振り返っておこう。それによって、今日のフランスにおける青年問題の特質を析出する手掛かりをえることができるであろう。

## 第2節 青年問題に対する国家政策の出現—1930年代

社会史的には青年ないし若者の出現は近代社会の形成とパラレルに起きてくると見なされることが一般的であろう（J-R GILLIS, 1981）。だが、社会問題として青年問題が目に見える形であらわれはじめ、それを認知したうえで国の政策がとられはじめるようになるのはフランスにおいては1930年代以降のことである。

そもそも、19世紀末までは、青年問題は、さらに言えば「青年層」そのものも存在していなかった。このような断定には驚かれる読者もあろうが、あえてこのように論立することの意味は無視しえないほど大きい。たしかに上掲のギリスは工業化以前から「若者 Youth」が存在してきたとしているのだが、そこでは、若者は子供期を終えて成人期に入ったのち家庭を築くまでと

いうようにとらえられており、社会統合の観点からいえば、われわれの見地となんら矛盾するものではない。第一に労働開始年令が今日に比べれば極めて低く10代前半には労働に従事していた。すなわち、6-7才で学校に入り12才前後までには、農業に従事するのであれ、徒弟・見習にはいるのであれ、ないしは工場労働にはいるのであれ、形はともかく大半は職業生活に入っていたのである。つまり、家庭と労働による自立のあいだの中間期が不在だったのである。第二に、社会階層間の流動が極めて低かったことが指摘される。農民階層の子弟は農民に、労働者子弟は労働者になっていくのが普通であった。ただ中産階級の子弟においてのみ、中等ならびに高等教育を受ける機会があり、それを通じての社会的流動（社会的昇進）の機会が与えられていたのである。すなわち、今日の青年期においてみられる教育を媒介とした個人と社会生活（労働）との調整（したがって選別の過程でもある）による社会的流動は大半の人口において見られなかつたと考えてよいだろう。したがつてそこには青年問題が介在する余地は極めて小さいといえるだろう。

フランスにおいて6才から13才までの教育が義務づけられるには、1882年のジュール・フェリー法まで待たなければならなかつた。そのころの青年問題は主要にはカトリック教会およびその影響を受ける一部経営者層の関心の対象であったが、それは「貧困家庭の青少年を対象とする保護（労働力保全）」といった救恤的考え方ならびに「社会主义の悪影響から青少年労働者を守る」という社会秩序維持的発想に基づくものであった。実際に国家が青年問題にのりだすようになるのは、1936年のいわゆる人民戦線政府下においてである。この時期、スポーツ・余暇担当国務庁が設置され、「健全な青少年育成」が政策課題としてあらわれる。

第二次世界大戦後、所得の不均衡とそれによる貧困層の存在を前にして、青少年を対象とした公共施設が設置・整備されるようになる。1955年には政府部内に青年問題高等委員会が設置され、居住環境や労働の場で生じうるさまざまな「道徳上の危険」から保護、育成していく対象として青年層が認知される。それに基づいて種々の政策がとられはじめる。

### 第3節 経済成長期—青年期の延長

1950年代から60年代にいたる経済成長期においては、就学時期がめざましく延長（第3章参照）し、それにともなって、青年階層が、子供でもなく、かといって成人でもない、自立した若者文化、行動様式をもって登場し、固有の社会性を有する青年層として定着するようになる。就学期間の延長にともない、16才～25才の年令層の労働力率は、1936年男子93.1%女子76.8%であったのに対し、1968年には男子61.6%女子53.9%にまで低下している。と同時に指摘しておかなければならぬのは、この時期、賃労働者化が急速に進展したということである。言い換えると、労働力人口にしめる雇用労働者の比率の急進展である。年令層別に一貫性を持った統計数値を得られなかつたのでとりあえず全労働力人口にしめる雇用労働力の比率を見ておくと、1936年には47.8%であったものが1954年には66.9%，1968年には86.4%にまで高まっているのである<sup>(6)</sup>（以上の数値はO.MARCHAND et C.THELOT (1991)による）。

すなわちそれ以前の時期、10代半ばで労働に従事するのが一般的であったのに対し、経済成長期においては就学期間は一貫して延長し、労働生活にはいる時期が後退していく。と同時にその労働生活は実質上、雇用労働力化を意味するようになっている。こうして賃労働者として社会へインテグレートされる中間期としての青年期が延長していくのである。

さらに、教育期間の延長と中等教育さらには高等教育の大衆化は、それ以前に存在していた教育システムと社会構造との諧調した関係に変化をもたらした。いってみれば、かつて中産階級にのみ開かれていた社会的移動と昇進の可能性はいまや多くの若者に開かれるようになったのである。出身階層（出自）とたどりつく職業生活（階層）とはもはや自動的に連動するものではなくなってきたのである。この調整期間としての青年期は同時にまた、落伍していく者が存在することも意味するのは当然である。

図表1 16才から25才の年令層における労働力率の低下

年	男子	女子
1936年	93.1%	76.8%
1962年	66.4%	57.0%
1968年	61.6%	53.9%
1989年	41.8%	38.5%

出典 O.MARCHAND et C.THELOT (1991)

このような青年層の出現は、冒頭に簡単に指摘したような社会的逸脱行動に走る「非行」青少年グループの出現や新たな若者の行動様式をともなっていた。ただし、70年代前半にいたるまでの急速な経済成長による生活水準の向上とほぼ完全雇用に近い労働市場の状態は、これらの現象を青年期固有のしたがって一種のモラトリアム期の現象として社会から寛容されて、「若気のいたり」「青年期の失敗」として見なされてすんでいたのである。落伍者もまた社会から排除されることも少なかったと考えてよい。ところが、70年代に入るとこののような構図は大きな転換をむかえる。

#### 第4節 今日の青年問題の概貌

##### (1) 「不確実性」世代

家庭から自立して職業生活に入り一人前の成人にいたるまでの「半人前」の期間としての青年期はますます延長傾向にある。

労働力率の低下に見られるこの青年期の延長傾向（とくに80年代）は、単に就学期間の一般的延長だけに起因するものではない。後に雇用・失業問題を取り上げる章で詳しく検討することになるのであるが、若年失業問題の深刻化にともなって、学校を終えたとしてもただちに職を得ることが難しくなっており、そのことによって、一方で就職の可能性を高めるための高学歴化が進むとともに、他方、卒業後、職業訓練、見習、失業、不安定雇用の繰り返しといった生活サイクルの悪化とも関連しているのである。シニカルな

言い方をすれば、学校教育こそが社会的な上昇を可能にするのだという考え方が一般化し、学歴水準も高まったその時点で、同時にこの学歴の価値低下<sup>(7)</sup>と労働力需要とのミスマッチが発生、拡大し青年問題の新たな容貌を作り出すようになったのである。

図表2 年令別労働率（男子）%

	1954年	1962年	1982年	1987年	1991年
14才	30.2	27.3	0	0	0
16才	59.3	50.6	4	1.1	1.5
18才	81.4	72.3	37	27.2	18.4
22才	91.8	90.9	74	67.1	66.2

出典 INSEE cité in O.GALLAND (1993)

## （2）Génération Galère—社会的排除のリスクの高まり

この中間的な時期は、学校教育から落伍したり非行化、マージナル化したりしていく可能性が生じる時期であることはすでに指摘しておいた。今日こうした現象はもはやマージナルな現象ではなくなり、広く社会構造にインプットされてきている。こうした落伍者、脱落者は社会から許容される存在でもなくなってきており、社会から排除される可能性が高くなっている。

今日、青年を取り巻いている環境を見てみると、経済成長期にそうであったように社会は青年達に対して確実な未来をかなはずしも提供しえず、それとは逆に不確実性がますます高まっているのであり、学校教育におけるつまづき、家庭生活における障害、職探しの困難性などは、社会的にも心理的にも不安定かつ脆弱な時期にいる若者を直接に襲う。さらに、社会構造の急速な転換と価値観の変化などは、これら青少年が自らをアイデンティファイする事を困難にする場合が多く、若者はともすれば荆棘の道を歩むことを余儀なくされるのである。この世代はしばしば Génération Galère と呼ばれる。Galère とは奴隸や囚人が漕ぎ手として使われた軍艦や商船（ガレー船）

をさす。もって苦役、出口無しのつらい状況をさすようになってきている。いってみれば、青年問題とは今日の青年を取り巻く環境自体が危機に陥っていることの証左なのである。こうした観点からの最もヴィヴィッドな社会学的研究はフランソワ・デュベ (F.DUBET 1993) の一連の仕事である。本研究もそれに多く触発された。

### (3) 青年階層の社会的認知へ

したがって、それらに対する政策が、「青年問題」そのものに限定されて、それのみを孤立させて取り出して対処するとするのであれば、有効性に欠けるのは当然のことであり、より広い観点から問題を位置づけ直すことを必要とする。すなわち、一方におけるマクロな視点からの政策と他方での固有の意味での「青年問題」に対する視点からの対策とがうまく組み合わされてはじめて期待される成果が得られるであろう。前者は、社会・経済全体の構造自体がかかえる問題を解いていくという方向性に立つものであり、フランスの経済社会がこの四半世紀直面している危機からの脱出そのものにかかわってくる以上、社会政策および経済政策全般にかかわる問題としてとらえられなければならず本論文の枠を越える。後者の視点は、つづめているならば、問題となっている青年期を社会のなかにどのように位置づけていくのかということである。こういっただけでは分かりにくいので簡単に説明しておこう。

「青年層」という一定の社会的ポジションが「実質上」成立してきていることはすでに指摘しておいた。たとえば日本において高齢者層が「シルバー世代」とか「第三世代」とか呼ばれて、固有の存在様式をもってあらわれ始めてきているのと類推すれば分かりやすいだろう<sup>(8)</sup>。したがって問題把握の出发点はこの青年階層の固有の存在の社会的な認知である。この点はフランスにおいては形式的にはともかく実質的にはほぼ認められていると考えよい。そうすると政策的見地からは、中間期としてこの青年層をいったい誰が引き受けていくのかということが問題になってくる。図式的にいうと、家庭であるのか、あるいは国ないし社会であるのかという二つのオプションを考え

られる。

家庭であるという立場は、青年層はあくまでも家庭に依存しているものという前提に立ち、自立するまでは家庭がカバーしていくものとする。そうするならば、政策としては、家庭の責任を前提とした家庭に対する援助が重要になってくる。具体的には家族手当の増額や支払期間の延長などが考えられる<sup>(9)</sup>。第二の立場は発想を根本的に異にする。すなわち、青年の独立の人格の承認の上にたって、一定の自立性を認め、さらにそれを促進していくこうというものだ。したがって、当の青年本人に対する直接の所得保障・援助、社会への参加を国が促していくことを骨子とするものである。

青年問題の複雑さは、この両者をすっきりと割り切れないところにあり、フランスの政策はこの間を揺れ動きつつ、それらを組み合わせて進められている。ただ全体の傾向としては、青年の社会的地位を自立したものとしてそれとして承認し、青年自身と青年を取り巻くさまざまのアクター（国、地方自治体、学校、地域諸団体さらに家族）が有機的に連関して問題にあたるべきというようになってきている。本論文の基本的立場もここにある。

## 第2章 不完全雇用と青年

われわれが検討している現代の青年問題の根幹に横たわっているのは、今日のフランス社会が同国の青年に有望な将来を提供することが困難になっており、彼らにとって不確実性がポジティブな意味でもネガティブな意味でも行動と思想を規定するロジックとして支配的だという深刻な状況である。なかんずく雇用と失業問題はとりわけその中核に位置している。

失業率の高まりがその基底的要因なのであるが、それのみならずそれとともに以前の成長期には見られなかった青年層における失業の長期化現象がまた、事態に新たな重みと広がりを加えている。雇用形態も不安定雇用がますます増えるとともに、雇用と職業訓練の中間に位置する灰色ゾーンがますます拡大している。これらの諸要素があいまって青年の社会における位置や統

合様式を新たなものにしている。

もし学校教育から落伍すればそれはただちに失業につながる。教育問題を取り上げる章で詳述するように、義務教育期間を終えても卒業資格を取得できないものの数は無視しがたい。ついで、よしんば無事、中学ないし高校あるいはまた大学を卒業し資格を得たとしても、そのことが安定した雇用への保障を意味するわけではない。フランスにおいては、日本の学校教育機関で極く普通に見られるような就職サービスは見られない。各個人が企業に履歴書を送り面接を求め、就職機会を探すのである。そして、職を得たとしても、日本でいうパートないしアルバイトのような短期間雇用、契約採用などの不安定雇用が多い。こうした不安定雇用と失業、職業訓練コースなどの間を行き来する若者は少なくない。正規雇用に卒業後すぐに就きうるものはむしろ少数である。それらはもはや個々人の落ち度や失敗あるいは能力不足、努力不足など個人の責任に帰せられるものではなく、経済状態、労働市場の構造、学校教育システムなどに起因するのであり、青年層総体を襲っている問題なのである。いってみれば今日のフランスの問題状況は、層全体として、すなわち集団としてこのような混沌とした世界のなかに入り込み、社会がそこからの「脱出策」たる受け皿を提供できないでいるところにある。そこに新たな青年像が生まれてきている。「脱出」は個人の努力においてなされるほかないのである。社会として全体的な「脱出策」が提起されるとすれば、それは新たな経済成長様式に基づいた安定的社会の形成をおいてほかあるまい。それがまだ見いだされていない現状において、現時の深刻な青年失業にどのように対処していくのかが焦眉の課題となっている。

## 第1節 青年失業の現状

### (1) 高い若年失業率

青年の失業率が全体のそれに比べて高いという現象は、一般に日本も含めて世界各国で観察されることであって、そのこと自体はなんら驚くべきことではない。

図表3 青年失業率の国際比較

	フランス	日本	西ドイツ	イギリス	イタリア
全体失業率%					
1985年	10.2	2.6	7.1	11.4	9.6
1990年	9.1	2.1	5.1	7.1	9.8
青年失業率比					
1985年	2.5	1.8	1.4	1.6	3.3
1990年	2.1	2.0	0.9	1.5	3.0

青年失業率比は16-25才の失業率の全体失業率に対する比。例えば、85年フランスの青年失業率は25%で全体失業率の2.5倍。

出典 EUROSTAT および労働統計要覧（労働省）

こうした現象は一般に若年層においては定着度が低くより良い雇用機会を求めて流動性が高くなるという要因に基づいていていると考えられるし、また失業は熟練度の低い脆弱な階層を真っ先に襲うということも考えられる。ただそれでも、フランスの特徴はイタリアと並んでこの若年失業率がとりわけ高く全体の失業率の二倍以上だということである<sup>(10)</sup>。

フランスでは70年代以降、失業率はじりじりと上がり続け本稿執筆時点の94年では12%を越えている。この傾向は青年層（16-25才）の失業率に增幅して反映する。1975年、青年失業率が8.9%（全体4.0%）であったものが86年には15.0%（全体6.3%）、91年には18.6%（全体9.3%）にまで達している。すなわち今日では青年層の五人に一人は失業しているという状態になっている。ちなみに付け加えておけば、女性の場合にはなお深刻であり、1992年、25才以下の女性失業率は26.1%を記録している。ただ、これはあくまでも職業安定所に登録して職探しをしているものの数であるから、職業経験がなかったりあるいは労働期間が短く失業手当を期待できないため職安登録をせずに失業ないし無職でいる者の存在を考慮にいれると状況はもっと深刻であることが見て取ることができよう。

## (2) 長期化する失業期間

とはいえる、こうした失業が経済成長期のフランスや今日の日本においてそうであるような単により良い雇用機会を探しての失業であるならば、問題はさほど深刻ではないであろう。その場合、失業は各人の選択に基づくものと判断され、失業期間も短いからである。そうではなくて、失業期間が長期化しているのであれば極めて深刻な問題となってくる。

図表4 教育水準別雇用アクセス

	一年以上の失業	期限付き雇用
ビジネススクール	2%	82%
エンジニアスクール	2%	80%
科学系大学卒	4%	62%
経済系大学卒	9%	69%
人文系大学卒	9%	48%
2年生大学卒	7%	52%
バカロレア	20%	35%
高校中退	25%	18%
職業高校 CAP-BEP	18%	22%
中卒以下	43%	11%

出典 M.MANSUY et D.MARTINELLI (1994) p.65.

(1980年代半ばに教育機関を出た者のコーホートで教育機関を離れた時期から33か月後の調査。学歴名称については第4章参照)

日本のように学校を卒業すればなにはともあれ就職できるという状況から見ればいささかショッキングに見えるフランスの状況を示しておこう。1989年の政府統計局の特別調査によれば、高校卒業<sup>(11)</sup>後何の職も見つけられず一年以上失業した者の卒業者総数に対する比率は9%に上る (P. BOUILAGEUT et C.GUITTON (1992) p.314)。最初の職を得た後一年以上の失業を経験した者8%，卒業後3年半の間で失業期間の通算が1年を越える者15%おり、同一世代の失業者の32%までが1年以上の長期失業者であ

る。1972年この世代の長期失業者の失業者総数にしめる比率が10%程度であった (J-Ch.LAGREE et P.LEW-FAI, 1989) からこの問題の深刻さは極めて大きい。短期間であれ失業を経験した者は48%に上り、高校卒業後失業を経験したことのない者はわずかに20%にすぎない。また、前記図表4は調査機関・方式が異なるため数字は若干異なるがほぼ同様の傾向をしめしている。教育機関とともに終え2年9か月後、一年以上の長期失業にあるものの比率は学歴が下がるほど高くなる。学歴が高い場合には雇用には就いているものの不安定雇用の比率が極めて高くなっている。

### (3) 雇用の不安定化および雇用と教育の中間的領域の拡大

雇用情勢の悪化と生産と労働のフレキシビリティという産業上の必要とが相俟って、ますます期限付き雇用、派遣労働、パート・タイムといった形態の不安定雇用が増大しており、今日、新規に創出される雇用形態のほとんどはこの種のものである。こうした傾向は青年においていっそう顕著に集中してあらわれる。

次頁の図表5は高校卒業後いかなる形態の職を得ているのかを示している。1986年に高校を卒業した者に対してその三年半後の1989年に行われた調査結果である。卒業後、最初の職として期限付きでない正規常用雇用を得たものはわずか16%にすぎない<sup>(12)</sup>。そして、42%までが期限付き雇用に甘んじている。青年が自ら選択した結果と言うにはあまりにも多すぎる。さらに、期限付き雇用といつても契約期間はさまざまであり、数週間から数か月にわたり、法で定められている最長期間は一年である。なお、法律では企業がこのような不安定雇用を濫用することを防止するため、一年以上の契約更新は原則として禁止されている。したがって「最も最近の職」で期限付き雇用とこたえている37%はいくつもの不安定雇用を経ているであろうことは自明である。

図表5 高校卒業後三年半における若者の進路

	最初の職	もっとも最近の職
常用雇用	16	49
期限付き雇用	42	37
青年失業対策雇用	39	11
全く職のなかった者	3	3
合計	100%	100%

出典 P.BOUILAGEUT et C.GUITTON (1992) p.316

卒業後、正規常用雇用であれ、期限付き雇用であれ、いずれの形態の職も得られない者は、職業訓練と企業内労働とを組み合わせた「青年失業対策」を受けることになり、その割合は39%にまで達している。これは16-25才の若者を対象にした見習制度や研修制度をさし、法律上は厳密な意味では雇用とは見なされない。実際には雇用と教育との中間領域に位置するものであり、対象となっている若者にとっては一定の収入<sup>(13)</sup>を得つつ、職業経験をつみ熟練向上や資格取得をめざすことのできる制度である。しかし、実際の運用上は、企業にとって、安価な労働力を便利に利用できる機会となっているケースが極めて多いことはうたがいない。極端な例は、コインランドリーの清掃であるとか、八百屋の店頭販売など小規模零細サービス業によく見られる。

ともあれ、卒業後すぐに安定した雇用につくことができるものはまれで、青年は極めて不安定な状況のなかに置かれており、しかもそれが常態化しているのだということを確認しておこう。日本の雇用状況と就職システムを見慣れているもの目から見るなれば、まことに異常な事態が、フランスにおいては從容として受け入れられているようなのだ。とはいって、卒業後三年半後には約半数の者がなんとか安定的な雇用についている。つまり失業したり、期限付き雇用に甘んじたりしながら職を転々としたり、職業訓練を受けたりしながら、「経験」をつみ、資格を得ながら、チャンスをつかんで徐々に常用雇用についていくのである。このような不確実な時期が社会的な問題を

引き起こす要因となりうるだろうことは容易に想像がつくだろう。安定的な雇用を得られないまま、期限付き雇用と失業を繰り返しつつ、長期失業の上、雇用市場からはじき出されてしまうものも少なくない。ましてや、高校の学歴を得られない者、ないし義務教育を終えただけで何の資格のないもの場合には状況はいっそう悪い。

ともあれここでは、学校教育と安定的雇用の中間に極めて不安定な時期がシステム的にインプットされており、今日のフランスの青年のあり方を刻印するものとなっているという事実を確認しておきたい。

## 第2節 青年失業の諸要因

では何故このような状況に立ちいたってしまったのだろうか。いかに経済情勢が悪化しているからといって将来の社会をなうはずの若者がこのような展望のない泥沼のような情況に置かれているのが常態であってよいはずはないと考えるのが常道であろう。それに対してとられている政策を評価するためにもこの原因について分析しておこう。叙述の便宜上、労働の需要（企業および産業サイド）と供給（労働者や学校サイド）の両面から検討する。

### (1) 雇用の多様化と不安定化

失業状況の悪化には何よりも求められる労働力の質と量の変化が大きい。まず、よく知られている事実から始めよう。フランスにおける人材採用の原則は即戦力として用いることのできる労働力の採用であり、そうした観点から同一資格、同一学歴を有しているとすれば、一般に職業経験をもつ者の方が優先される。したがって「新規学卒」は一部のグランゼコールとよばれるエリート校出身者の場合を除いて必ずしも有利なファクターではない。日本のような新規学卒採用制度もなければまた高校や大学に就職指導があつたりまた就職窓口があつたりすることはない。したがって、個々人が職安に行ったり、新聞広告を見たりあるいはまた縁故を頼ったりして職を探すのである。

さて先にも指摘したことだが企業が求める労働力は70年代以前とは質的に

すっかり変化している。すなわちフォーディズムと形容される大量生産体制の時代に必要とされていた単純非熟練労働力の需要はめっきり低下、逆に不斷に進行する技術革新と企業組織革新に対応した新たな熟練を持つ労働力や知的水準の高い労働力がますます求められるようになっている。もちろん、非熟練労働力の需要の中で増加しているセクターもあるが、それらは主としてサービス産業（商業、飲食など）においてであり、その場合雇用形態は一般に不安定であることが多い。

このことの背景には、企業を取り巻く環境と競争形態の変化があり、単なる価格による競争から品質（製品ならびにサービス）や市場需要の変化への迅速な適応力（フレキシビリティ）に基づいた競争へと移ってきてている（B. CORIAT et D.TADDEI, 1993）。この競争ルールの根本的变化が、そこに必要とされる労働力の質的变化を呼び起こしているのであり、熟練度が高くかつ幅広い能力を有する労働力、またそのように育つことの可能な労働力がますます需要されるようになっている。従って、フランスの現行システムでいうならば、学歴や職業資格の高い労働力が必要とされるようになっているのだ。無論、これらの学歴や職業資格が必要とする労働力の質に対応しているとは必ずしも思えないとしてもある。ただしこのことがただちに失業率の上昇に結び付くわけではない。

たしかに、フランスにおいて取られた方向性は、雇用を犠牲にし、労働市場の外的流動性に依存する形で進められてきたし、今日のほとんどの企業は外部労働市場依存型の戦略をなお取り続けている。その場合、失業は脆弱な労働力を直接に襲う。それが一方で低熟練労働者層であり、他方若年労働者層である。なお、いったん労働市場に参入し雇用を得ているものに対しては、経済的理由による雇用規制など社会的制度的に一定の雇用保障にかかわる規制があるのに対して、これから労働市場に入っていく者にはそのような規制はない。青年層の失業率の高さの一因であろう。それとは逆に、雇用保障と職業訓練を前提条件とし、労使交渉に基づき労働者のコミットメントを高め、そのことによって品質とフレキシビリティという課題を、生産性を落とすこ

となくかつ大量の失業を生み出すこともなく実現するという方法がありうる(R.BOYER et B CORIAT, 1988)。フランスにおいて取られた進路は明らかにこのようなものではなかった。

さらに若年失業の増加の要因として、雇用調整のあり方が指摘されておいでよい。フランスにおいては、日本のようにまず労働時間の調整が行われるというのではなく、「雇用量」においてなされるのが一般的である。すなわち、20年来の経済危機のもと、変転常なき環境下に置かれている企業は、経営不振に陥ったり、リストラにあたっては、比較的容易に解雇・雇用削減といった手段に訴える。また、解雇に対する法の規制が強化されたこと、また解雇反対争議などの解雇費用などを考慮にいれると企業は正規常用雇用の採用には慎重になり、いきおい期限付き契約で採用し、その後優秀な者、メガネになかたった者を正規に採用とするという傾向がますます高まっている。

したがって、労働力需要の面から見れば、需要そのものが減少しているということのみならず、一方で熟練度の高い労働力、他方で不正規の雇用の需要増大という傾向が顕著になってきている。これが先に見た青年の雇用状況に密接に関連していることは論をまたないであろう。

## (2) 雇用可能性の劣化と教育・職業訓練システム

このような需要構造の変化に対応していくためには、学校教育や職業訓練のそれへの適応、体質改善が必要と考えられる。また、就学期間の延長はその如実なあらわれである。

とはいえる、フランスにおける大きな問題は学校教育と産業の要求がマッチしていないことがある。このこと自体は新しいことでもなくかならずフランスに固有の問題というわけでもないが、いったい誰が労働力養成・熟練形成を引き受けるのかということを考えると深刻な問題として浮上してくる。日本においてはそれは基本的に企業が引き受けるものと考えられている。学校は大学も含めて一般教育の場であり、仕事に必要な知識や熟練は企業にはいってから身に付けていくものと考えられている。ドイツにおいては学校教

育の中に職業教育がはやくからインプットされている。それに対して、フランスにおいては基本的に國家が労働力の養成とりわけ職業訓練においてもっとも重要な役割をはたす。このことは國家が他の国に比してとりわけ職業訓練を重視しているということをいおうとしているわけではない。たしかにそうした傾向はここ10年あまり大量失業を前にして取られている政策からある程度いえるにしてもである。ここで確認されるべき重要な点は、職業訓練（および一般教育）を経て取得される資格が国家によって認証されること、そしてそれが社会的に通用する職業資格として就・転職や個別賃金決定などに決定的に重要であること、さらに賃金決定の為に原則として産業部門で交渉され締結される団体協約における職の格付けにおいては厳密なほどにこの職業資格に基づいてなされていること、そしてこの団体協約自体が「拡張適用規定」により国家によってある部門ないしは全ての労働者に適用されること、こういった機制である<sup>(14)</sup>。

また、実際上においてもフランスにおいては日本に比べればはるかに学歴・資格が重視されている。これ自体は、採用における企業の主観的かつ恣意的な判断を避けるべく、労働組合が一貫して要求してきたもので、「資格」は企業内での労働に直接つながったものではなく、一産業に共通の性格を有する。したがって、個々人のつく職業ならびに賃金などの労働条件は各人が有する資格に強く規定される。しかもこの資格はかなり細分化されている。たとえば高卒レベルの職業資格「CAP（職業適性証書）」は、自動車組立、製パンなど多種にわたり約300種類もある。

このように見てくるならば、学校教育や公的職業訓練およびそれによって付与される資格の現実の産業の変化に密接に対応していくことに必要性がいかに喫緊であるか分かるであろう。経済成長期のように大量生産型のテラー主義的な労働が多ければ、資格がなくとも雇用の心配はなくともあれ就職口を見つけることはできた。さらにいえば、制度それ自体がフォード主義的貨労働関係とされる戦後成長期に対応したものであった。しかし今日ではそもそもいかなくなってきてている。制度のほころび、不適合性が満天下に明ら

かになってきているのである。

先に見たように産業の側の労働力需要が変化し、しかもその変化のスピードが速くなればなるほど、学校教育や公的職業訓練はそれについていけなくなる。この産業と教育とのずれは以前から指摘されてはいた (R.DELORME et Ch.ANDRE, 1983)。しかしこのずれは今日もはや質的なものとしてなお一層深刻になっているのである。しかも、中央集権的に教育プログラムの改良がなされる以上なおさらである。80年代はたしかにこれらの問題を乗り越えるべく分権化や後に見る「教育優先地域指定」などローカルな問題に対応する努力もなされているが、ミスマッチを解消するにまだ距離は大きい。

こうした状況のなかで職を探す若者は、学校教育を終えた後、仕事を見つけられない場合、あらためて職業訓練を受け新たな資格を得ることによって何とか雇用可能性を高めようとするのだ。まさしく、青年期とは試行錯誤の時期なのである。

さらに、学校教育から落伍していく者、職業訓練についていけない者は、雇用される可能性はますます低くなり、社会から排除されてしまう可能性が極めて高くなってしまう。

### 第3節 若年雇用対策

このような現状に対してはフランスではさまざまな対策がとられている。本来、雇用対策はそれのみにとどまらず、教育制度の改革やさらには都市政策も含めた広い政策にまで及ぶのであるが、ここでは固有の意味での青年を対象とした雇用・失業対策としてとられている近年の措置を紹介しておこう。なお、措置の名前はフランス語の直訳であり言葉としてすわりが悪いが、固有名詞があるので意訳はしないでおく。以下の諸方策については基本的には O.BOUQUILLARD (dir) (1993) を参照した。これが最も新しくよく整理されているからである。70年代以降、ここに掲げたものに数倍するさまざまの措置が取られては消えていったのだが、ここでは今日なお適用されているものおよびそれに関連するものだけをしめす。それは今日の青年の大半がくぐ

り抜ける訓練制度を見ることで青年の社会への統合のされ方をしめしたいがためであり、政策そのものを固有に分析することは後の課題に残されているからである。

### (1) 職業生活入門研修

(SIVP, Stage d'initiation à la vie professionnelle)

1985年に設けられたもので、26才以下で最初の雇用を探しているものを対象としており、雇用契約ではなく職業訓練研修生とみなされる。企業内で働きながら短期の職業訓練を受け、年令に応じて法定最低賃金の30～60%が支給される。財政負担は国と企業が負担する。企業が安価な労働力活用手段としてこの制度を乱用することが多くなつたことから1992年に次に見るオリエンテーション契約に置き換えられた。

### (2) オリエンテーション契約 (Contrat d'orientation)

これは3～6か月の期限付き雇用契約であり更新は不可能。23才未満の学歴・資格のない就職困難な若者を対象としており、なにはともあれ企業内の職業訓練を得させることを目的としている。それを通して、資格を得、また雇用へのアクセスを容易にしようというものである。この措置を享受するものは企業内で働きながら一か月に最低32時間の職業入門訓練を受ける。企業内では各人にチューターがついて指導にあたり、享受者は年令に応じて法定最低賃金の30～65%が支給される。企業に対しては社会保障の会社負担が免除される。

### (3) 資格向上契約 (Contrat de qualification)

原則として、16才から23才までの学歴・資格のない者を対象とし、6か月から2年の期限付きの雇用契約の形をとる。契約期間の少なくとも25%が職業訓練にあてられ、それによって職業訓練の取得をめざす。年令に応じて法定最低賃金の30～75%が支給され、各人にチューターがついて指導にあたる。企業に対しては社会保障の会社負担分が免除される。

#### (4) 職業適応契約 (Contrat d'adaptation)

6か月の適応期間をともなった雇用契約で期限付きである場合もあれば期限のない場合もある。対象となるのは中卒プラス2年程度の職業コースをとた若者で職業生活に慣れ同化していくことを目的としている。最低200時間の職業訓練が保障される。報酬は産業別労使団体協約賃金の80%であり、適応期間が終了すれば100%。いずれにしても法定最低賃金を上回る額が支払われなければならないことになっている。1988年まで企業に対しては社会保障の会社負担分が50%免除されていたが、それ以降この優遇措置が廃止されたためこの職業適応契約は急減した。

上記三つの契約(2)(3)(4)における職業訓練費用は国によって負担される。

#### (5) 公共有用作業 (TUC, Travaux d'utilité collective)

1984年設置。16才から25才までの青年を対象とし、地方自治体、公的機関が提供する仕事である。労働時間は一週間20時間で期間は3か月から2年まで。報酬は一部は国から（1988年1250フラン）残りは受入機関（最高500フラン）支払われる。仕組みとしては日本の失対事業によく似ている。目的は職を見つけられない若者に公的機関が職業経験を与えさらに一定の収入も与えいこうというもの。ただし報酬額は法定最低賃金を大幅に下回る。

#### (6) 連帯雇用契約 (CES, Contrats emploi-solidarité)

1990年に(5)の公共有用作業にかわって設置された。公共有用作業とことなりこれは正規の雇用契約である。地方自治体、公的機関や営利を目的としない民間団体に、学歴が低いため職を見つけられない若者や長期失業者の採用を促進させるもの。週20時間で期限付き雇用である。賃金は時間あたり法定最低賃金が保障されその85%は国が負担し、社会保障の雇用者負担分が免除される。

#### (7) 地域オリエンテーション契約 (Contrat local d'orientation)

連帯雇用契約のうち16-17才の資格のない若者を対象とするもので、次に見

る見習い契約や(3)の資格向上契約への準備をするもの。契約期間は3か月ないし6か月で法定最低賃金の30%が支給される。1か月あたり32時間の職業入門訓練が施される。

#### (8) 見習い契約 (Contrat d'apprentissage)

16才から25才の青年を対象とした見習い制度で、仕事をしながら訓練を受ける。1年から3年の期間で、CAP, BEP から職業バカロア, エンジニア資格にいたるまで資格取得に挑戦する。ただ95%までが高卒レベルの職業資格である CAP, BEP に挑戦する。この契約は期限付きであり、資格試験に失敗した場合は延長することができる。報酬としては年令に応じて法定最低賃金の15~75%が支給される。見習い者は認定指導員の下でめざす資格に対応した職について訓練を受けるとともに、見習い職業訓練センターで年間400時間の座学講習を受ける。社会保障の雇用者および本人負担は免除される。

#### (9) 個人別職業訓練計画 (Crédit formation individualisé)

1990年にそれまでにあった「16-25才研修制度」に置き換えられたもので、学力・能力を評定したうえ、CAP, BEP レベルの職業資格をめざした個人別のプランがたてられ、各人は指導員の指導・助言の下にたてられたプランにしたがって資格取得をめざす。これは新たな職業訓練制度というものではなく、上記に見た種々の措置が本人の状況に応じて組み合わされたりそれへの準備措置をほどこしたりするもの。これは各県ごとに組織される。

#### (10) 職業資格・雇用予備コース

##### (PAQUE, Préparation active à la qualification et à l'emploi)

これは上記(9)個人別職業訓練計画への批判から生まれたもの。就職に困難をかかえる若者がかかえている問題は単に学歴や資格の欠如だけでなく、家庭生活や社会生活における貧困などから生ずる社会的不適合といった問題をかかえていることが多い。つまり、机に向かって勉強すること、あるいは規則正しく仕事につくことといった基本的な点で問題をかかえているケースが多いのである。これらの者に対しては普通の職業訓練制度や見習い制度はほとんど有効でない。したがって、(9)個人別職業訓練計画の予備段階として設

けられたもので問題をかかえる若者に個別に対応していくとするものである。

青年失業対策対象人数と予算（1991年）

措置	対象人数（千人）	予算（百万フラン）
見習い契約	128	2145
資格向上契約	103	2296
職業適応計画	91	n.d.
職業生活入門研修	33	241
連帯職業契約	246	4360
公共有用作業	(47)	(1431)
個人別職業訓練計画	171	n.d.
その他	15	
総計	787	

公共有用作業は廃止直前の1990年の数字。

出典：Commissariat général du Comité interministériel de l'évaluation des politiques publiques (1993), Problèmes économiques, N°2352-2353 (1993)

若干説明を加えておく。それぞれの措置の中で「雇用契約」のかたちを取るとしばしば述べた。ところが、先にこれらは雇用と職業訓練の中間的な灰色ゾーンであると指摘しておいた。これは本論文の主題に直接かかわってこないが、時の政権がこれを「雇用」とカウントすることによって、表面上の失業率を低く見せるというすぐれて政治的理由をともなうものであって、われわれが検討している青年のあり方、就中かれらの社会統合のあり方の分析に変更を加えるものではない。

これらの諸措置に共通しているのは、第一に経営者負担の軽減、とりわけ賃金費用の40-50%をしめるといわれる社会保障費の免除であり、それは企業が対象となる若者を引き受けいくうえで大きなモチーフとなる。第二は仕事をしながらの訓練 (Formation en alternance) の重視である。ただし、こ

れは必ずしもオン・ザ・ジョブ・トレーニングを意味しているわけではない。それを重視する(8)見習い契約もあるが、基本は技術修得もさることながら職業経験を付けるという事実そのことの重視なのである。つまり(10)で典型的に見られるような社会生活、職業生活そのものを訓練していくということ、これである<sup>(15)</sup>。第三に、報酬はほとんどにおいて法令最低賃金を大幅に下回っていることが指摘されておかなくてはならない。この金額は対象となる青年たちが家族から自立して生活することを不可能にしている。こうした諸制度がかれらに雇用を確実に保証するのであれば、ある意味では個々人にとって過渡的な期間として社会的に受容されるという論理も成り立ちうる。しかし、繰り返すように、これらの研修や見習をへた後、安定的雇用につきうる保証はどこにもなく、むしろ、これらの訓練、失業、不安定雇用を繰り返す若者が多いという事実が厳然として横たわっているのだ<sup>(16)</sup>。まさしく青年層の社会的存在としての不安定化の機制を作り上げる一要因となっていると考えられよう。

さて、これらの諸制度がもたらした成果であるが、管見の限りでは上記で指摘した失業率の表面的低下以外にはポジティブな結果は見られていない。この点については後に立ち戻って検討することになる。

(以下次号)

## 注

- (1) 本論文の土台となった調査は、1993年、筆者のフランス滞在中、神奈川県自治総合研究所研究プロジェクト「ヨーロッパにおける青年問題」（座長仲井斌 成蹊大学）のフランス編としてなされた。調査・資料収拾、関係機関インタビューなどにおいて Marielle RICK 氏（Research Institut of Cultural Kaleidoscope）の全面的協力を得た。当初は筆者による問題構成の設定と仮説の提示に基づき、同氏との共同研究として出発し、議論を重ね、作業ノートの作成には共同であった。記して同氏に感謝に代えることとする。本論文はこの研究調査をもとに新

- たな資料の分析を加え、全面的に改稿したものである。
- (2) 青年問題という言葉のもつ意味については、第一章第一節で分析されるが、その広がりは徐々に以下の行論で明らかにされていく。なお、文脈の必要上から青少年問題、また青年を若者と言い換えることもあるが特別の注記がない限り同義で用いている。
- (3) 1970年代半ばにフランスに生まれたこの理論は今日では世界の経済学界に無視しがたい影響を与えていた。また、基本的な文献はおおかた邦訳が出されている。さしあたり、Aglietta (1982), Boyer (1986, 1992), Lipietz (1990)などを参考されたい。また、山田銳夫・ボワイエ共編で藤原書店より刊行されているレギュラシオン・コレクション全5巻はレギュラシオン学派の重要論文をテーマ別に編集したフランスにおいても見られない最高のアンソロジーである。
- (4) この点についてはフランス経済の急速な発展とアルジェリア独立戦争のフランス社会に与えたインパクトの大きさとがふまえられる必要がある。これについて E.COFERMAN (1962) が数少ない研究のひとつとして特筆されるに値する。
- (5) フランス語で <sup>パンリュー</sup>Banlieu(郊外地区)と呼ばれる地区は、今日、貧困と社会の矛盾の集中する地区の代名詞としてある種のコノテーションを伴って理解されている。もともとは活気ある労働者街であったが、低所得者向け公共住宅が60年代大量に建設され、経済不況に伴って、貧困階層ならびに移民層が滞留するようになった。
- (6) O.MARCHAND et C.THELOT (1991) は、労働力率、労働力構成や労働時間、労働生産性などの労働にかかわる基本統計を19世紀から今日にいたるまで2世紀にわたって接続してとらえられるよう調整した労作であり、この分野における貴重な資料である。雇用労働力比率については同書184頁の「労働力の社会構造」と題された表を用い、生産労働者(ouvriers)、事務系被雇用者(employés)、管理職(cadres)を合算したものである。

- (7) 学歴の価値低下は同一種の雇用に対してより高い学歴・資格が要求されるようになるという傾向に見ることができる。学歴があったとしてもそれだけでは雇用を見つけることができず、それにそれ以外の要素（職業経験であるとかなんらかの技能であるとか）をますます要求されるようになっていくという質的側面からの価値低下でもある。この最近の例は、1994年2月に採択され、一ヶ月後には撤回された「Contrat d'insertion professionnelle 職業同化契約」を定めた政令に典型的に見られる。この政令は26才以下の一年以上失業している青年を法定賃金の80%の賃金で雇用可能としたものである。これはまさに大学卒や二年生大学卒など高等教育の学歴を有するものでも、最低賃金以下での雇用を可能にするという意味では学歴の価値低下のしかもその制度的認証の最もカリカチュラルな例である。ちなみにこの政令は若者の連日のデモに示される猛烈な反発によって白紙撤回された。
- (8) とはいえる、日本において高齢者層が自立した社会的階層として認知されていると筆者は言おうとしているわけではない。今日においてもなお、家族や「社会」に依存するものとしてしか見なされていないのが現実であろう。
- (9) フランスにおける家族手当は16才までを対象としており、養育にあたる親に対して給付されるものであるが、徒弟・見習などで所得の低い場合や学業を継続している場合な状況に応じて20才まで延長される。これをさらに延長していくとする議論が最近見られる。中西・花田（1994）および社会保障研究所（1989）参照。
- (10) 日本において90年に青年失業比が2.0に達しているのはこの時期いわゆるバブル経済と呼ばれる好況期で若年労働力不足下における流動性の高まりによる。ドイツにおいて青年失業比が低いのはこの国に固有の学校教育と職業訓練とが入れ子状態になった職業訓練システムに基づくと考えられる。
- (11) 日本の教育システムとフランスのそれと大きく異なっており、ここで

は理解しやすいよう便宜的に「高校卒業」と記しておいたが、実際には職業高校での教育を受け修了時点で CAP(職業適性証書), BEP(職業教育修了証書)と呼ばれる職業資格試験に合格した者をさす。詳しく述べは教育問題を取り上げる章を参照のこと。

- (12) フランスには日本において一般に行われている新卒一斉採用システムはないことおよび前節でみた事情から、「最初の職」というのはかならずしも卒業後すぐに就職したことを意味するものではないことを注意されたい。
- (13) 収入は団体協約の対象となる賃金とは見なされず、金額も法定最低賃金を下回っている。
- (14) これらの点については中西洋・花田昌宣（1994）において、別の文脈から検討を加えておいた。日本ではあまり知られていないことのように思えるが、本稿では詳述するいとまはないのでぜひ参照されたい。
- (15) 実は、これは日本でも多くの職業訓練校に通う中卒、高校中退者が抱える問題と類似している。しかし、日本ではそれが例外的事態にとどまっていると思われるのに対して、フランスにおいては青年層の一定割合に確実にインプットされかつ再生産されていることに特質が見られる。
- (16) さらに付け加えておけば、職探しの際の履歴書に職業経験を記す際、それが上記の種々の契約や研修に基づくものであることは、少なくとも履歴書上に明記することは書類選考の段階で不利になると公然と指摘されている。（人材供給会社 E.R. へのインタビューによる。）

## 引用文献

(本号において引用した文献のみを以下列記する。なお本研究において用いた参考文献全体は本論文末尾に記載する。)

AGLIETTA M. (1976), *Régulation et crises du capitalisme*, Calman-Lévy, 2e éd. 1982 (若森ほか訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店, 1989年)。

BOUILAGUET P. et GUITTON Ch. (1992), *Le chômage de longue durée : comprendre, agir, évaluer*, Syros/Alternatives.

BOUQUILLARD O. (dir) (1993), *La mobilisation professionnelle des jeunes par la formation en alternance*, La documentation française.

BOYER R. (1986), *Théorie de la régulation : Une analyse critique*, La Découverte (山田銳夫訳『レギュレーション理論—危機に挑む経済学』藤原書店, 1989年)。

BOYER R. (1992), 『レギュレーション—成長と危機の経済学』清水耕一編訳, ミネルヴァ書房。

BOYER R. et CORIAT B. (1988), "Pour la démocratie salariale", Ronéo. (「労働者民主制のために」『レギュレーション・コレクション 貢労労関係』藤原書店, 1995年刊行予定所収)。

COFEMAN E. (1962), *La génération des boulsons noirs*, François Maspéro.

CORIAT B. et TADDEI D. (1993), *Made in France*, Hachette.

DELORME R. et ANDRE Ch. (1983), *L'Etat et l'économie*, Seuil.

DUBET F. (1987), *La galère : jeunes en survie*, Fayard.

GALLAND O. (1993), *Les jeunes*, 2e éd, La Découverte.

GILLIS J-R. (1981), *Youth and History: Tradition and Change in European Age Relations, 1771-Present*, Academic Press. (北本正章訳『若者の社会史』新曜社, 1985年)。

LAGREE J-Ch. et LEW-FAIP. (coord.) (1989), *Jeunes et chômeurs*,

Presses du CNRS.

LIPIETZ A. (1989), *Choisir l'audace*, La Découverte (若森章孝訳『勇気ある選択』藤原書店, 1990年)。

MANSUY M. et MARTINELLID. (1994), "Jusqu'où va l'influence du bac ?" in *Panoramiques* N°16.

MARCHAND O. et THELOT Cl. (1991), *Deux siècle de travail en France*, INSEE.

社会保障研究所（編）(1989)『フランスの社会保障』東京大学出版会。

中西洋・花田昌宣 (1994) 「フランス；Peugeot 社の“Bulletin de Paie”－給料袋の国際比較：その 4」東京大学経済学 Discussion Paper Series 94-J-4。

